

令和6年1月19日
九州運輸局

「海上運送法等の一部を改正する法律」の改正内容等を解説します！ ～九州地区説明会（2月2日）、本日より参加申込の受付開始～

令和5年5月に公布された「海上運送法等の一部を改正する法律」の一部改正事項が、令和6年4月1日より施行されることから、船舶運航事業者の皆様に対して改正内容等をご説明させていただくため、説明会を以下のとおり開催いたします。

1. 日 時： 令和6年2月2日（金） 13時30分～15時30分（予定）
2. 場 所： 福岡市博多区博多駅東2丁目11-1
九州運輸局 海技試験場（福岡合同庁舎 新館 7F）
3. 内 容： 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度の創設について
安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実について
安全情報の提供の拡充について
船舶の安全基準の強化について
船舶に係る特定教育訓練制度の創設について
旅客名簿の備置き義務の見直しについて
特定操縦免許制度の改正について
旅客不定期航路事業の許可更新制について
船客傷害賠償責任保険の限度額の引き上げについて
4. 参加方法： 現地参加（定員80名） or オンライン（Microsoft Teams）
※現地参加は会場の収容人数の関係上、定員になり次第、受付を締め切ります。
※対象は、海上運送法上の許可事業者及び届出事業者並びに海事代理士のみとさせていただきます。
5. 申込方法： 事前の申し込みが必要です。令和6年1月30日（火）まで以下URLまたは上記 QR コードより申込可能です。
(URL: <https://forms.office.com/r/YkNxtH6ZkP>)

【九州開催】「海上運送法等の一部を改正する法律」に関する説明会



【問い合わせ先】

国土交通省九州運輸局 海事振興部旅客課 鎌田、島
電話：092-472-3155